

## 「社会的排除／包摂」についての概念的整理

2011年2月22日

大阪市立大学 福原宏幸

---

---

### 1. 社会的排除／包摂という概念の広がり

フランス：1980年後半から議論始まる。1988年参入最低所得（RMI）として制度化が始まる。

EU： 1998年から公式文書に使われるように。

1992年初めてEUによる定義の提示

2000年リスボン戦略で排除の克服に向けた4つの共通目標提示

2010年社会的包摂政策の強化

イギリス：1997年ブレア政権による社会的排除対策室の設置

その他国際機関の動き：

国際労働機関（ILO）は1994年から国連開発計画（UNDP）の資金援助の下で、多くの発展途上国における社会的排除の実態調査を実施

世界銀行は、ウォルフエンソン総裁の就任にともなって1997年から社会的包摂政策の展開を開始

OECDは、1998年4月27-28日の第37回閣僚理事会において、社会的排除問題への取り組みを決定した

### 2. いくつかの定義

#### 2-1. フランス 参入最低所得（RMI） 1988年12月1日法第1条

「年齢、心身状況、経済及び雇用状況に関連して、就労が不可能なすべての人々は、社会から生存についての適切な諸措置を享受する権利を有している。生活上の困難な状況にある人々に対する社会的、職業的な参入（insertion ≡包摂）は国民的要請である。この目的において、参入最低所得を、本法で決められた条件のもとで支給する。この参入最低所得（Revenu minimum d'insertion）は、あらゆる形態の排除、とりわけ教育、雇用、職業基礎教育、健康、住宅の分野における排除を解消することに向けられるとともに、貧困に対する闘いにおけるグローバルな施策の基本的措置の一つである。」

- ・RMI：包摂された社会の構築を目的とし、社会へのそして（あるいは）職業への参画という権利を保障する制度
- ・ポイント：最低所得保障＋社会への包摂（教育、健康、住宅など）and/or 職業への包摂（雇用、職業基礎教育）＋寄り添い・伴走型支援

#### 2-2. EUによる社会的排除の定義

1992年の文書「連帯の欧州をめざして：社会的排除に対する闘いを強め、統合を促す」

European Commission, 1992, *Towards a Europe of Solidarity: Intensifying the Fight against Social Exclusion.*

「社会的排除は、過程と結果としての状態との双方を指すダイナミックな概念である。〔中略〕社会的排除はまた、もっぱら所得を指すものとしてあまりにしばしば理解されている貧困の概念よりも明確に、社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から個人や集団が排除されていくメカニズム、あるいは社会的な交流への参加から個人や集団が排除されていくメカニズムの有する多次元的な性格を浮き彫りにする。それは、労働生活への参加という次元をすら超える場合がある。すなわちそれは、居住、教育、保健、ひいては社会的サービスへのアクセスといった領域においても感じられ、現れるのである。」

・この定義の整理：

- ① 結果だけではなく排除されていく過程を問題にする、
- ② シティズンシップを支えるさまざまな権利や制度を人々が享受できなくなる状況、
- ③ 低所得や失業だけでない多次元性を有しているとして理解
- ④ この社会的排除概念はフランスでの用法に近いもの。フランス出身のドロール欧州委員会委員長の影響

### 2-3. イギリス、ブレア新政権

1997年「社会的排除対策室 social exclusion unit」による定義

「社会的排除は、例えば失業、低い職業能力、低所得、差別、みすぼらしい住宅、犯罪、不健康、そして家族崩壊などの複合的不利に苦しめられている人びとや地域に生じていることがらを、簡潔に表現した言葉である。」

## 3. 社会的排除／包摂の概念整理

### 3-1. 研究者による概念整理 バラ&ラペール（福原・中村健吾監訳）2005

- ① 多次元的なアプローチ
  - ・ 排除には経済的な次元、社会的な次元、政治的な次元、文化的な次元があり、それらが組み合わさっている。
  - ・ 排除とは、ケイパビリティ（潜在的能力）の問題であり、多様な仕方でリスクにさらされているという問題。
- ② 失業と不安定さがもたらすもろもろの帰結
  - ・ 労働市場への統合の質は、排除アプローチの核心に位置している。失業と仕事の不安定さは、個人や集団が社会への完全な参加から排除されていく過程を説明する重要な要因。
  - ・ 雇用状況と社会的・経済的生活の他の次元（家族、所得、生活状態、社会との接触）との結びつきは強い。
  - ・ 長期失業と仕事の不安定さが、さまざまな種類の社会的排除へと帰結するいくつかの経路：技能の喪失、コミュニティの生活に参加する自由への制限、動機や自信や尊厳の欠如、不寛容、人種差別、そして犯罪。
- ③ 質的な次元

基本的権利（雇用、住宅、医療、教育など）へのアクセスだけでなく、それらの権利の質も重要。

④長期の過程:社会的排除との闘いが時間と資源を要するものであることを認識することが重要。

⑤ダイナミックな過程

統合の領域→不安定さの領域→脆弱さの領域→排除の領域。排除は「過程」かつ「状態」。

⑥相対的な概念:排除=所与の社会における「標準的な」生活に必須の要素に対する相対性を重視。

⑦政策思考の概念

- ・社会政策の再設計を要求:ケイパビリティの発展,公私のパートナーシップ,参加,包括的で先を見越した政策に向かって。
- ・排除されている人々に対する事後的政策+排除を回避するための先を見越した政策
- ・個人のレベルにおけるエンパワーメントの喪失,社会のレベルにおける構造的な障害物の両方に対処する必要性。

3 - 2. 関連する諸概念との比較

① 貧困、剥奪そして社会的排除

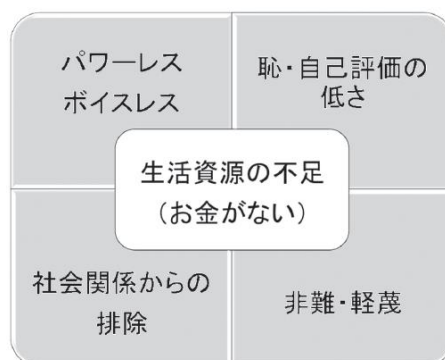
表 貧困、剥奪、社会的排除、それぞれの概念特性の比較

	貧 困	剥 奪	社会的排除
要因とその特徴	・生存のための基礎的なニーズの欠如	・生存のための基礎的なニーズの欠如 ・標準的生活のための資源の剥奪 物質的剥奪(食料、衣服、住宅など) 社会的剥奪(家族、レクリエーション、教育に関連するもの)	・生存のための基礎的なニーズの欠如 ・標準的生活のための資源の剥奪 物質的剥奪と社会的剥奪 ・社会的な参加とつながり
	・一次元の要因	・多次元の要因	・多次元の要因
	・分配の側面	・分配の側面	・分配の側面 ・関係の側面
観 点 分 析 の	・静態的	・静態的	・動態的
対 象	・個人、世帯	・個人、世帯	・個人、世帯 ・コミュニティ

出所: [Barnes 2005: 16]を参考に、福原が作成。

② ルース・リスター (⇒岩田正美) による整理

図 「貧困という車輪の軸と外輪」



- ・生活資源の不足：貧困
- ・社会関係からの排除：社会の主要な活動への参加ができないこと、市民権の欠如
- ・パワーレス・ボイスレス：本来行使すべき権利への要求の沈黙
- ・恥・自己評価の低さ：自尊感情の欠如、他者からの心理的・実体的排除の一つの結果
- ・非難・軽蔑：社会の側の対応、他者に対する心理的排除

岩田正美 (2009) 「貧困のとらえ方と政策対応」

③ 広義の社会的排除と狭義の社会的排除

	広義の社会的排除		
	貧困	物質的・社会的剥奪	狭義の社会的排除
ナショナルなレベル	生存権保障の欠如	生存権保障の欠如	市民的権利保障 (生存権を含む) の欠如
地域・コミュニティのレベル	経済的貧困	標準的生活のための資源の剥奪 (集団レベル) (⇒地域の社会関係資本の欠如)	コミュニティの内部での／外部とのネットワーク・つながりの解体 (⇒地域の社会関係資本の欠如)
個人・家族のレベル	経済的貧困	標準的生活のための資源の剥奪 (個人レベル) (⇒個人の社會関係資本の欠如)	社会への参加とつながりの欠如 (⇒個人の社會関係資本の欠如)

狭義の社会的排除：個人 (およびコミュニティ) の社会とのつながりの希薄さ、欠如

広義の社会的排除：

(ヨコへの広がり) 貧困、剥奪も含んで広くとらえる (広がりのある概念構成)

(タテへの広がり) コミュニティのレベル、ナショナルなレベルの問題も含めてとらえる (マクロ的観点でとらえる)

- ・ポイント：社会的排除という言葉の通俗性と新たな概念化

排除：「邪魔になる存在を押しつけて取り除くこと」 (=一般的な意味)。

狭義の社会的排除：人間社会では、歴史上繰り返されてきた現象。しかし、現代特有の排除の形態がある (現代社会固有の要因による社会と人との関係の変化)。

広義の社会的排除：「排除」はプロセスを含む用語である。他の社会的諸問題 (貧困、剥

奪など) との相互関連性を重視する。議論の三つのレベル。

- ・一般に、EU や英仏においては、実際の政策レベルでは、「貧困と社会的排除」と並列的に使われることが多い。

ex : ユーロ・バロメーターの 2010 年報告書 Poverty and Social Exclusion

フランス政府の 2009-2010 年調査報告書 (2 年に一度)

L'observation de la pauvreté et de l'exclusion sociale

### 3 - 3. 誰が排除されているのか？ ルース・リスター (⇒亀山俊朗) による整理

図表 1 排除の 5 類型

類型	具 体 例	従 来	現 状	労働市場へのアクセス	政治へのアクセス	包摂の方向性
A	公務員, 組織労働者, 安定した自営業者	包摂 一級市民	包摂 一級市民	典型雇用・ 自営	圧力団体・政 党	既得権の擁護
B	職を失った男性稼ぎ手, 経営難の自営業者	包摂 一級市民	内で排除 二級市民	非 典 型 雇 用・失業	個人の投票行 動	福祉国家の再構 築
C	女性, 低技能の若年者, 高齢者, 障害者	内で排除 二級市民	内で排除 二級市民	非 典 型 雇 用・失業	個人の投票行 動	福祉国家のリベ ラル化
D	外国人労働者, 移民, 難民	外で排除 非-市民	外で排除 非-市民	不法就労	排除 (国連・ NGO)	トランスナショ ナルな包摂
E	破綻国家の住民	外で排除 非-市民	外で排除 非-市民	労働市場の 外部	排除 (国連・ NGO)	グローバルな包 摂

亀山俊朗 (2007) 「シティズンシップと社会的排除」

## 4. 社会的包摂戦略=社会的排除を克服する戦略

### 4 - 1. EU 社会的包摂政策 (2000 年) がめざすもの

4つの共通目標が定められた。

- ① 雇用への参加、資源・権利・財・サービスへの万人のアクセスを促進 (⇒普遍的権利保障)
- ② 排除のリスクを予防すること (⇒排除につながる諸要因への事前の対応)
- ③ 最も弱い立場の人を支援すること (⇒ターゲットをしぼった支援策)
- ④ あらゆる関係者・関係機関を動員して、この目標を達成すること。

(⇒公私のパートナーシップ、支援者・団体の育成、支援手法の開発)

### 4 - 2. フランス反排除法 (1998 年) の枠組み . . . 基本的枠組みは、EU (2000) の政策と類似

- ① 基本的権利へのアクセス、所得、雇用、住宅、健康など
- ② 社会的排除の未然の防止 (多重債務への対応、市民権行使、基本的生存手段の保障、リテラシーなど)
- ③ 社会的諸制度の確立 (アソシエーションが行っている緊急支援や社会的参入支援に法的根拠を、ソーシャルワーカーなどの支援者の人材育成、調査研究機関の設置)

## 5. 「社会的孤立」とは何か？（特命チーム「設置目的」における社会問題の理解をめぐって）

- ・「社会的孤立」が意味するもの？
  - 社会のなかでの孤立、社会的要因による孤立
  - 4 ページ上の図では、排除された個人の「パワーレス・ボイスレス」「恥・自己評価の低さ」の部分
- ・しかし、この問題の背後にある様々な原因が見えにくい
  - 4 ページ上の図でいえば、「生活資源の不足＝貧困」（個人の領域）、社会の側の問題「社会関係からの排除」「非難・軽蔑」の部分との関連を理解することが重要
    - ・貧困、社会資源（社会関係資本）の枯渇（＝物質的・社会的剥奪）、社会とつながる場・機会の不足、経済的価値優先の社会的価値観
    - ・家族の崩壊、地域社会の解体、企業社会の閉鎖性、新しい社会的ネットワークの未成熟など
    - ・個人の社会的地位（社会への帰属感）の不透明さ、社会から承認されているという自信の喪失

※これらの個々の問題の相互関連性を明らかにすること⇒ここに社会的排除の概念の有用性がある